

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律	法
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令	府令
特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針（閣議決定）	基本指針
経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説（内閣府政策統括官（経済安全保障担当））	共通解説
金融分野における経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説	金融庁QA
共通解説・金融庁QA	技術的解説

※なお、府令以外の金融庁が意見公募に付した各命令（条項は府令と同じ）についても、府令の考え方と同様です。

目次

I 導入等計画書等の記載事項関係	1
II 添付書類関係	12
III 届出の例外関係	17
IV 変更の届出・報告関係	18
V その他	23

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
I 導入等計画書等の記載事項関係		
1	<p>府令第8条の重要維持管理等における「維持管理」「操作」とは、具体的にどのような行為を指すのか。</p> <p>特定重要設備が稼働するシステム環境・設置場所における行為を指すのか、特定重要設備の構成設備等を開発する環境・開発業務を行う場所での行為も対象になるのかを確認したい。</p>	<p>「維持管理」及び「操作」の考え方や具体例については、金融庁QAを公表する予定としておりますので、ご参照ください。</p> <p>なお、「維持管理」及び「操作」はいずれも行う環境や場所を限定していませんので、ご質問の環境・場所における行為であっても上記考え方に該当する場合には、「維持管理」、「操作」に該当することになります。</p>
2	<p>導入等計画書の作成において、特定社会基盤事業者がクラウドサービスを用いて特定重要設備を導入する場合、「当該クラウドサービスは特定重要設備を構成する設備であること」を明記していただきたい。</p> <p>クラウド事業者は、一般的且つ汎用的なクラウドサービスを提供し、クラウドを利用する顧客の皆様がそのニーズに合ったソリューションを構築している。こうしたビジネスモデルを考慮すると、原則として、クラウドの利用は重要維持管理を他者に行わせる場合には当たらないため、明確にすべき。</p>	<p>御意見については、特定重要設備、構成設備、重要維持管理等は内閣府令において定められており、既に明確となっていると考えます。なお、特定重要設備等に関しては、今後技術的解説等を通じて更に明確化を行うことも検討しています。</p>
3	<p>システムベンダーに発注し、市販の汎用製品（OS、仮想化ソフト、セキュリティ対策ソフト、サーバー、ネットワーク機器等）を組み合わせて特定重要設備を構築させる場合、当該特定重要設備の供給者はシステムベンダーか、汎用製品の製造者か。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して判断することになりますが、特定重要設備の供給者は、特定重要設備として機能が充足された状態のものを製造又は供給する者に該当するかどうかで判断しますので、ご質問のシステムベンダーが特定重要設備として機能が充足された状態のものを製造又は供給する者に該当する場合には、当該システムベンダーが特定重要設備の供給者となります。</p>
4	<p>共通解説に「特定重要設備の供給者とは、特定重要設備として機能が充足された状態のものを製造又は供給する者のことをいいます」と示されている。</p> <p>特定重要設備が複数のシステムから構成される場合、または、ひとつのシステムで構成される場合において、システム環境構築やアプリケーション開発などを特定社会基盤事業者自身や複数の企業が分担して導入する場合、特定重要設備のシステムを部分的に受託する企業については、</p>	<p>ある設備を供給する者が特定重要設備の供給者となるか構成設備の供給者となるかは、その供給する設備が特定重要設備又は構成設備に該当するかによって定まるものです。</p> <p>なお、本制度において、特定重要設備に特定重要設備が組み込まれている場合も想定されていることから、単に特定重要設備の一部を供給することのみをもって、特定重要設備の供給者となることが否定されるものではありません。</p>

	<p>「特定重要設備の供給者」ではなく、「構成設備の供給者」となると認識をしている。その旨、制度の解説等で明記頂きたい。</p>	
5	<p>議決権を保有する者の基準については、特定社会基盤事業者がベンダー/委託先に依頼して取得する情報であり、本対応の関係者となりうる外国ベンダー/委託先には5%という閾値は広範すぎる。</p> <p>株主の経済的便益ではなく、経済安全保障上の妨害行為を起こす支配力を有するかが問題である。従って、議決権比率50%超を有する者の情報提供が適切である。</p>	<p>お示しの「経済安全保障上の妨害行為を起こす支配力」の示すところが明らかではありませんが、特定重要設備の供給者等の総株主等の議決権の100分の5以上の議決権の数を直接に保有している者に関する情報は、特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかどうかを審査するに当たって必要な情報であると考えています。</p>
6	<p>府令第11条第2号について、特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の100分の5以上の議決権の数を直接に保有する者が法人の場合、その法人の役員の情報までは提出不要と明記頂きたい。</p>	<p>府令において、特定重要設備の供給者等の総株主等の議決権の100分の5以上の議決権の数を直接に保有する法人の届出事項は、当該法人の名称、設立準拠法及びその保有する議決権の数の当該供給者等の総株主等の議決権の数に占める割合と定めています。</p>
7	<p>「外国政府等」（府令第11条第4号において定義）の定義中の「外国の政府機関」について何らかの明確かつ客観的な誰もが判別できる定義を示す予定はあるか。定義を示す予定はなく、判断目線等原則のみを示す予定はあるか。判断目線等原則のみを示す予定の場合、ある外国政府関係機関が「外国政府等」の「等」に該当するかどうかは、事業所管省庁への事前確認を要するという事か。</p>	<p>「外国政府等」については、共通解説において、その解説を示しているところです。</p>
8	<p>府令第12条について、構成設備の対象範囲が明確に定まるような規定とするか、対象範囲が過度に拡大しないような考え方をガイドラインで示していただきたい。</p> <p>構成設備の定義については、本条第1号から第4号で具体的な構成設備の対象が挙げられているものの、それらは「その他の設備機器装置又はプログラム」の例示に過ぎないため、構成設備の対象範囲が定まっておらず、構成設備の供給者に該当する業者が過度に拡大するリスクのある条文になっていると考える。</p>	<p>御意見について、構成設備の対象範囲は、内閣府令において定められておりますが、府令第12条柱書で「業務の運営のために特に必要なもの」に限ることとしています。「業務の運営のために特に必要なもの」とは、構成設備の機能が低下し、又は不正な操作を受けることにより、特定重要設備の機能に直接の支障を生じるものです。</p> <p>構成設備の考え方や具体例については、金融庁QAを公表する予定としておりますので、ご参照ください。</p>
9	<p>府令第12条の構成設備についてより具体的な基準を示すことはできないか。</p>	

	<p>同条では「第1条に規定する業務の運営のために特に必要なもの」としてしているが、例えば汎用品などは府令第13条で定める事項を報告する必要性が高くないとして除外するなどガイドラインなどで示していただきたい。</p>	
10	<p>府令第12条第1号の業務アプリケーションについて、構成設備に指定される範囲は、その機能の毀損、または不正な操作を受けることにより、特定重要設備に直接の影響を及ぼすソフトウェアに限定する旨の記述を追加願いたい。当該記述が存在しないことにより、特定重要設備と同じオペレーションシステム上に置かれている全ての業務アプリケーションが構成設備であるかのような印象を与えるため。経済産業省令に右趣旨の記述があるところ、同様の記述追加を希望する。</p>	<p>構成設備となる業務アプリケーションは、府令第1条に規定する業務の運営のために特に必要なものですので、特定重要設備を構成する全ての業務アプリケーションが構成設備に該当するわけではありません。府令第12条柱書の「業務の運営のために特に必要なもの」とは、構成設備の機能が低下し、又は不正な操作を受けることにより、特定重要設備の機能に直接の支障を生じるものです。</p> <p>構成設備の考え方や具体例については、金融庁QAを公表する予定としておりますので、ご参照ください。</p> <p>なお、同じオペレーションシステム上に置かれている業務アプリケーションであっても、特定重要設備を構成しない業務アプリケーションは、当然、構成設備ではありません。</p>
11	<p>府令第14条第2号から第4号まで、第15条第4号から第6号までに掲げる事項について、対象となる者が、非上場企業である場合（特に外国企業の場合）、対象の者が各号で求められる情報の開示を拒否した場合、情報を取得することが難しい。また、これらの事項は対象の者が金融庁へ直接提出することが可能となっている。情報を取得することが困難な事象が発生した際には、個別に代替措置等の相談をさせていただきたい。</p>	<p>金融庁では、相談窓口を設置し、特定重要設備の導入等に関する事前相談を受け付け、助言等を行っておりますので、ご相談いただくようお願いいたします。</p>
12	<p>様式第四（一）1. の記載上の注意3. に、「特定重要設備の機能」の記載内容として、「特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。」との説明がある。「作用」がどのような内容を指すか不明確なため、具体例を示すなどの方法で具体化・明確化されたい。</p>	<p>「特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用」とは、例えば銀行業においては、勘定処理を行う機能を果たす各種作用を意味します。</p>
13	<p>様式第四（一）2. の記載上の注意4. について、役員情報などを供給者や委託先から直接所管大臣に提出する場合、報告の事実を事業者はどの</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>直接主務大臣に提出する場合、特定重要設備の供給者や重要維持管理等の委託の相手方は、特定</p>

	<p>ように把握すべきか。報告の内容まで把握する必要があるのか、それとも報告した事実のみを把握すればよいのか、今後明確化していただきたい。</p>	<p>社会基盤事業者に対し、あらかじめ、主務大臣に直接に提出することを報告することを要する（府令様式第四（一）「2. 特定重要設備の導入の内容及び時期」（記載上の注意）4. 等）とされていますので、当該報告により、直接提出されること自体は把握することが可能と考えます。</p>
14	<p>規定への対応準備を速やかに実施するため、事業所管大臣に直接報告及び提出を行う方法について、早期に公表いただきたい。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
15	<p>様式第四（一）3.（5）等について、認定クラウドであれば、所在地明記が不要と考えていた。所在地が非公開となっているパブリッククラウドのクラウドサービスを利用している場合にも所在地の報告は必要か。</p>	<p>「認定クラウド」や「所在地」の示すところが明らかではありませんが、ISMAPの登録を受けているクラウドサービスの扱いについては、様式の記載上の注意において規定しているとおりです。</p>
16	<p>導入計画書におけるリスク管理措置事項について、特定重要設備の導入等にあたり、特定社会基盤事業者はクラウド事業者との契約等を通じて、府令にある要求事項を自ら確認することを求められるが、クラウドサービス事業者の利用規約文言は、クラウド事業者によって異なるため、実質的に政府が求めるリスク管理要請を満たす契約条項であれば、府令にある文言と完全に同じでなくともよい旨明示いただきたい。</p> <p>なお、経済安全保障法制に関する有識者会議（第7回）資料1の20頁において、「リスク管理措置の具体的な実施方法については、事業所管大臣が特定社会基盤事業者等の主体的な取組みを適切に評価することが望ましいことから、必ずしも記載の具体的な内容と同一の内容でなくとも、同等のリスク管理措置が実施できていると認められるものについては、その内容を備考欄に記載した上でチェックを付すことを認めることとする」としており、この考え方を維持していただきたい。</p> <p>また、リスク管理措置にあたり、ISMAP認証に加えISO27000シリーズやSOC監査を活用し、国際的に通用する基準を満たす場合には、リスク管理要求を満たす旨明記いただきたい。多様な基準が策定されると規制される事業者の混乱やコンプライアンスコストの不合理な増加などのデメ</p>	<p>府令に列挙された具体的な措置の内容や当該解説に記載する措置の例と同一の内容でなくとも、実質的に同等のリスク管理措置が実施できていると認められるものは、チェックを付すことが可能です。この点は、共通解説においても記載しているとおりです。</p> <p>また、お示しの「国際的に通用する基準」については、その目的や求める水準等が異なることから、当該基準に適合していることのみをもって「特定妨害行為を防止するための措置」の全ての項目について十分に実施しているとは認められないものと考えます。</p> <p>なお、上記解説に記載のとおり、各リスク管理措置を講じていることを証する書類については、いくつかの認証を例示しておりますが、例示するもの以外であっても、適切な認証の取得や必要な事項に係る外部監査の結果等、リスク管理措置を講じていることを適切に証することができる書類によることが可能です。</p>

	<p>リットが生じる可能性があり、避けるべき。</p>	
17	<p>導入等計画書の「特定妨害行為を防止するための措置」のチェックリスト事項では、例えば様式第四（一）5. であれば、「（1）特定重要設備及び構成設備の供給者における・・・確認できることを契約等により担保している。」のように、標題部において「契約等により担保している。」と記載している場合と、「⑮-1 特定社会基盤事業者は、・・・報告することを契約等により担保している。」のように、個々のチェック項目において「契約等により担保している。」と記載している場合とがあるが、何か差異があるのか。</p> <p>前者のように標題部で「契約等により担保している。」と記載がある場合には、当該区分に属する個々のチェックリストで「確認している」とされている箇所は、全て「契約等により担保」されている必要があるということになるのか。</p>	<p>標題部において「契約等により担保している」との記載がある場合でも、個々のチェック項目において「確認している」とされている箇所については、必ずしも「契約等により担保」されている必要はありませんが、通常こうした内容が将来行われることを確認するためには、契約等で担保することが想定されます。</p> <p>なお、個々のチェック項目における「契約等により担保」との記載は、将来生じる事項等について基本的には契約等により担保されることが想定される場合に記載したものです。</p>
18	<p>様式第四（一）及び第四（二）の5. 並びに様式第五（一）及び第五（二）の6. の「・・・特定妨害行為を防止するための措置」のリストは、特定社会基盤事業者個々の業種や特定重要設備のあり方などによって必ずしも必要でないもの、効果的でないものも含まれる。リストのうち何項目以上の措置をとることが必須といった形式的な基準ではなく、当該特定社会基盤事業者において必要な措置がとられていればよいという観点で運用されると理解してよいか。</p>	<p>リスク管理措置については、基本指針においても記載しているとおり、リスクの内容及び程度に応じて講じられるべきものであり、府令に列挙した具体的な措置の全てを常に講じていただくことを求めるものではなく、事業所管大臣は、導入等計画書について審査を行うに当たりリスク管理措置の実施状況を確認するときは、事業ごとの実態を十分に踏まえることとしております。</p>
19	<p>導入等計画書の「・・・特定妨害行為を防止するための措置」のチェックリスト事項（様式第四（一）5. ほか、様式第四（二）、第五（一）、第五（二）の同様の記載箇所も同じ。）について、各項目を満たしているとされる水準（もしくは例示）を示すことはできないか。</p> <p>例えば、様式第四（一）5. ③-1中の「信頼できる品質体制を確立している」について、開発時における供給者の品質管理体制でよいのか、それとも、第三者の立場（供給者の品質保証部のような部署）が必要とされるのかを、あらかじめガイドラインなどで示していただきたい。</p>	<p>「信頼できる品質保証体制」とは、特定重要設備等の製造工程（開発工程を含む。）において特定社会基盤事業者の意図しない変更が行われていないことを保証する管理体制のことを指します。この点は、共通解説に示しているとおりです。</p> <p>なお、具体的な水準については、特定重要設備等の製造実態等を踏まえ個別に判断する必要がありますので、相談窓口事前ににご相談ください。</p>

20	<p>様式第四（一）5. ①-1の注釈（※）で「当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されるものを除く。」と示されているが、この規定は、本リスク管理措置について、特定重要設備の供給者及び構成設備の供給者が実施する検証体制の構築や脆弱性テストについては提示する対象とならないということを示しているのか、制度の解説等で明記いただきたい。</p>	<p>府令においては、特定重要設備の供給者等が自ら行うものに限らず、第三者による受入検査その他の検証体制及び脆弱性テストの客観性を担保することが重要であるとの観点から、特定重要設備の供給者及び特定重要設備の構成設備の供給者以外の第三者によって実施する措置を具体的な措置の内容として規定しております。そのため、特定重要設備の供給者等が、受入検査や脆弱性テスト等を第三者に委託して実施させるものは、「当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されるもの」には含まれず、本項目で求める措置に該当します。</p> <p>なお、御意見も踏まえ、今後技術的解説に記載を行うかについては検討させていただきます。</p>
21	<p>様式第四（一）5. ①-2に関し、特定重要設備及び構成設備の販売元と製造元が異なる企業の場合、販売元企業に対して、製造元企業の内部情報に関する回答を求められても、回答ができないケースが想定される。特定重要設備及び構成設備（ハードウェア、ソフトウェア、クラウドサービス等）の供給者が、販売元企業を指すのか、製造元企業を指すのかを明確にすると共に、規定若しくは制度の解説等において明記いただきたい。</p>	<p>特定重要設備及び構成設備の供給者とは、それぞれ特定重要設備及び構成設備として機能が充足された状態のものを製造又は供給する者のことをいいます。</p>
22	<p>様式第四（一）5. ①-2の注釈（※1）で「特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。」、注釈（※2）で「当該構成設備の供給者によって実施されるものを除く。」と示されている。本リスク管理措置においては、特定重要設備の供給者が提示すべき事項であり、構成設備の供給者が構成設備に対して実施する検証体制の構築や脆弱性テストについては提示する対象とならないということを示しているのか、制度の解説等で明記いただきたい。</p>	<p>①-2においては、構成設備に対して実施する検証体制の構築や脆弱性テストについては、その確認方法として、特定社会基盤事業者が直接確認している場合だけでなく、特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も認める旨を規定しております。また、構成設備に対して実施する検証体制の構築や脆弱性テストについては、第三者による受入検査その他の検証体制及び脆弱性テストの客観性を担保する観点から、構成設備の供給者以外の第三者によって実施する措置を具体的な措置の内容として記載しています。そのため、構成設備の供給者が、受入検査や脆弱性テスト等を第三者に委託して実施させるものは、「当該構成設備の供給者によって実施されるもの」には含まれず、本項目で求める措置に該当します。</p> <p>なお、御意見も踏まえ、今後技術的解説に記載</p>

		を行うかについては検討させていただきます。
23	様式第四（一）5. の④-1及び④-2に記載の「定期的な確認」とは、具体的にどの程度の頻度での定期的な確認が求められるのか。例えば、重要維持管理等におけるサイバーセキュリティに関する教育・研修と同様に年間1回以上を指すのだとすれば、その旨を明確にされたい。	設備の製造工程は特定重要設備や構成設備によって様々であり、「定期的な確認」が必要な頻度も異なりうると考えられるため、一律に頻度を明確化はしておりません。その上で、該当箇所については、定期的又は随時に確認と修正いたしました。
24	様式第四（一）5. の⑤-1・⑤-2（様式第四（二）5. の③・④、様式第五（一）6. の⑤-1・⑤-2、様式第五（二）6. の③・④も同じ。）の事項について、アクセス許可されていない要員を排除するだけでなく、「アクセス許可された要員が不正を働き、設計書等の重要情報を持ち出すことを防止していることを、特定社会基盤事業者が確認している」という項目も設けるべき。	御意見として承ります。 なお、共通解説では、ご指摘の様式四（一）5. ⑤-1・⑤-2のリスク管理措置の「解説」及び「考えられる対策の例」として、アクセス許可された者による不正な行為を防止するための措置を含む対策を示していますので、ご参照ください。
25	様式第四（一）5. の⑤-1・⑤-2、様式第四（二）5. ④の事項について、従業員が自宅などでリモートワークを行う場合等、アクセス可能な従業員に対し物理的な制限を行うことが困難なケースも想定される。例えば、論理アクセスが適正になされていることを前提としてリモートワークが許容される等、物理的な制限の考え方について、制度の解説等で提示いただきたい。	特定妨害行為を防止するための措置については、それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の特定妨害行為を防止するための措置が実施できていると考えられる場合には、当該措置の内容を、それぞれの項目に対応する備考の欄に記載することにより、実施している旨のチェックを付すことを可能としています。そのため、例えばリモートワーク実施時に、リモートワークを行う場所等の条件を適切に規定しその遵守状況を適切に確認している管理するなどの、リモートワークを行う場合においても、特定重要設備や構成設備の製造や重要維持管理等の実態に即して同等の特定妨害行為を防止するための措置が十分に取られていると考えられるのであれば、その方法を備考の欄に記載することが可能です。
26	様式第四（一）5. ⑤-1、⑤-2に関し、製造過程および製造環境は、業務工程（提案、入札、開発、運用、保守など）の各工程において業務に従事するエリアが異なることが想定されるため（例、提案書作成は通常オフィスや自宅、開発はプロジェクトルームなど）、過剰なセキュリティ対応が必須とならないように、対象となる業務工程を限定できるよう、制度の解説等において例示いただきたい。	製造環境とは、システムの開発を含む特定重要設備等の製造に関する環境を念頭に置いています。特定重要設備等の特性に応じてアクセス可能な要員を制限すべき製造環境は異なるものと考えられるため、判断に迷う場合には個別の事例に応じて相談窓口にご相談ください。
27	様式第四（一）5. の⑥、⑦、⑬に関し、一般	お示しのクラウドサービス事業者が提供する

	<p>的にクラウドサービス事業者は不正なアクセス等を防ぐための機能をサービスとして提供しており、当該機能を使用するか、または別の手段により同等の機能を実現するかについては、特定社会基盤事業者にて判断されることが多いと考える。</p> <p>特定社会基盤事業者がクラウドサービスを構成設備として使用する場合、クラウドサービス事業者に対して確認すべき内容について、制度の解説等で具体的に例示していただきたい。</p>	<p>サービスの内容が明らかではありませんが、基本指針に記載のとおり、リスク管理措置については「特定社会基盤事業者が自らリスクを評価し、そのリスクの内容及び程度に応じてリスク管理措置を講ずることが有効」なものであり、それはクラウドサービスを構成設備として使用する場合であっても同様です。</p> <p>したがって、他の設備と同様に、様式において示している項目のもと、特定社会基盤事業者が自ら評価し実施することとすることが適当です。</p> <p>なお、リスク管理措置の実施状況を確認するときは、特定社会基盤事業者等の主体的な取組についても適切に評価することとしているところです。</p>
28	<p>様式第四（一）5. の⑦に関し、特定重要設備の設置の定義について、制度の趣旨に照らし、対象は当該設備に係るシステムの構築作業であり、ハードウェアの設置工事や現地調査等の作業は含まないという理解でよいか。</p>	<p>特定重要設備は、その対象をソフトウェアに限定しているものではありません。したがって、「特定重要設備の設置」の対象は「システムの構築作業」に限定されるものではありません。</p>
29	<p>様式第四（一）5. の⑧-2に関し、共通解説において、確認書類例として、「不正な変更やそのおそれが確認された場合、追跡調査や立入検査等に協力することが担保されていることがわかる契約書」と示されている。</p> <p>特定重要設備の構成設備には、海外企業が製造するものも多く含まれる場合が想定される。日本の法律である経済安全保障推進法の対象外となる外国企業を含め、関係企業が多数ある中で、契約の相手先の全てが詳細な調査や立入検査等に協力することを契約で担保することは現実的ではないと考える。事業者間の適正な競争関係を不当に阻害することのないよう、本項目については、ビジネスの実態を考慮し、現実的に対応可能な内容に見直していただきたい。</p>	<p>お示しの項目は、特定重要設備等の導入後に、特定重要設備等に不正な変更やそのおそれが確認された場合に、その原因を調査・排除するために、必要に応じて追跡調査や立ち入り検査等を行う等、特定社会基盤事業者と特定重要設備等の供給者が相互に協力することが重要であるため規定している措置であり、このような目的を達成することが可能であると認められる実質的に同等の措置であれば、当該措置の内容を備考の欄に記載しチェックを付すことが可能です。</p> <p>なお、経済安全保障推進法は外国の企業を対象外とするものではありません。</p>
30	<p>様式第四（一）5. ⑮-1、⑮-2に関し、共通解説において、暗黙の指示について、「違法行為による強要や金銭の付与等によるそそのかしなど」と示されている。契約等において、特定社会基盤事業者への報告を担保するにあたり、外国の法的環境や外部主体の指示が無いことを特定社</p>	<p>お示しの箇所は、記載の通り、「特定重要設備の供給者が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを契約等により</p>

	<p>会基盤事業者が確認することが実質的に困難なケースも想定されるが、本規定において、これらを契約書等で担保するための現実的な手段が想定されているのであれば、制度の解説等において例示いただきたい。</p>	<p>担保している」ことを確認する項目であり、特定重要設備の供給者について外国の法的環境や外部主体の指示がないことを特定社会基盤事業者が確認する項目ではありません。</p>
31	<p>様式第四(一)5.の⑮-2に関して、構成設備の供給者に対して、外国の法的環境の影響により事業者との間の契約に違反する可能性がある場合、事業者に対し報告することを契約等で求めることは実務的に困難と考える。事業者との契約違反に至りうる外国の法的環境の変化とはどのような事態を想定されているか。</p> <p>また、供給者との契約例文の開示や供給者に対する情報開示を日本政府から求めるなど、現実的な管理措置への見直しを検討頂きたい。見直し困難な場合、代替手段を例示頂き事業者の負担軽減を検討いただきたい。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>なお、「外国の法的環境」とは、特定重要設備の供給者等の設立国等が日本国以外のため、外国法令の適用を受ける場合を想定しており、「契約に違反する行為」としては、外国の法的環境等により、特定重要設備等に係る特定社会基盤事業者との契約内容に反するような行為(例えば、特定社会基盤事業者等が意図しない第三者への情報の提供等の契約違反)を想定しています。</p>
32	<p>様式第四(一)5.の⑯に関して、X国のA社が数年前に買収したY国のB社製造の監視カメラを、本社が日本の供給者C社が設置する場合、供給者の本社の立地する場所は、日本という理解をした。こうした特別ではないケースに直面した際、毎回個別の所管省庁への相談するのは、企業への負担が増大するとともに、申請企業ごとの申請内容のバラつきが発生する可能性があるため、一般的に想定されるケースに十分に対応可能な統一的なガイダンスの発行が必要と考える。</p> <p>また、社屋や工場の建築工事等の撮影目的で一時的にドローンによる撮影を行う場合、一般的には、ドローンの撮影は、建設業者(又はその委託先)が用意するものであり、撮影対象は建築物や土地と考えられるが、そのような場合は、本リスク管理措置の対象とならないという理解でよいか。</p>	<p>供給者とは設備の機能が充足された状態のものを製造又は供給する者のことをいいます。そのため、お示しの事例については、その詳細が明らかではありませんが、製造を行っているのがA社又はB社でありC社は販売しか行わないのであれば、A社又はB社が供給者となると考えられます。</p> <p>なお、上述の供給者についての考え方をもち、一般的に想定されるケースには既に十分に対応可能であると考えます。</p> <p>ドローンに関するお示しの例については、その詳細が不明であり個別に判断すべき事項となりますが、特定重要設備の設置及び使用に関係のない建築工事の段階におけるドローンの使用についてのリスク管理措置を一般に求めているものではありません。</p> <p>なお、リスク管理措置については、基本指針で示しているとおり、特定社会基盤事業者が自らリスクを評価し、そのリスクの内容及び程度に応じて講ずることが有効です。</p>
33	<p>様式第四(一)5.⑰に関して、情報セキュリティに係る資格を有していなければ作業に従事することができないという趣旨ではない旨、制度の解説等において明記いただきたい。</p>	<p>⑰は特定社会基盤事業者が特定重要設備及び構成設備の供給者から情報提供を受けられることを契約等により担保していることを求めている項目であり、例示した一部の資格を持っている</p>

	<p>また、研修実績については、従事する業務や役割、責任に応じて、特定社会基盤事業者が定めた教育や認定制度等の実施をもって、実績を証明すること等、一律の研修実績を求めているのではない旨、制度の解説等において明記いただきたい。</p>	<p>者以外は作業に従事することはできないことや、一律の研修実績を求めている項目ではありません。</p>
34	<p>様式第四(二)の5.の(2)において「…再委託を行うことについて、あらかじめ特定社会基盤事業者の承認を受けること…」とある箇所について、「承認」に加え「報告」でも良いこととしていただきたい。</p> <p>再委託先承認の趣旨として、特定社会基盤事業者が再委託先を把握しておくという点があると思うのだが、この目的は報告でも達成され、さらに再委託先の情報は提供されるので、かならず「承認」まで求めるのはビジネスへの制限として加重にすぎる。</p> <p>また、「報告」でも可とする場合、Q&Aなどに明記して周知いただきたい。</p>	<p>リスク管理措置における本項目は、再委託の相手方等に関する情報を特定社会基盤事業者が把握し、その内容から、特定社会基盤役務の安定的な提供が妨害されるおそれに関して特定社会基盤事業者自らが評価し、再委託を行うことが適切かどうかを判断することが望ましいことから、「承認を受けること」としているものです。</p> <p>ただし、「報告」であっても、事後的に再委託先の変更やセキュリティ対策等の改善策をとることができることが、特定社会基盤事業者との契約等において担保されている場合には、こうした趣旨を実質的に満たしうることも考えられます。</p> <p>個別の事案について、判断に悩む場合等は、相談窓口にご相談ください。</p>
35	<p>様式第四(二)の5.の⑨-1等における「国内の関連法規」や「国際的に受け入れられた基準(それに基づく各国で整備されている規制等を含む。)」がどういった法律や規制かを示す予定はあるか。</p>	<p>「国内の関連法規」とは、特定社会基盤事業を規律する法令、設備の安全基準に関連する法令及び外国為替及び外国貿易法等を想定しています。</p> <p>また、「国際的に受け入れられた基準」とは、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約や国連決議等を想定しています。この点については、共通解説に記載しているとおりです。</p>
36	<p>様式第四(二)5.の⑨-1等における「…過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準(それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。)に反していないこと」の確認方法について、法令や規制が特定されていない場合において、過去3年に遡って不特定の法令や規制に反していないことを完全無欠で確認することは実務的に難しいように思われるが、ガイドライン等により確認方法を示す予定はあるか。</p> <p>ガイドライン等により確認方法を示す予定の有無とは別に、特定重要設備等の供給者等に表明していただく方法が考えられるが、このような確</p>	<p>ご質問の事項の確認方法としては、特定重要設備の供給者等が「過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準(それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。)に反していないこと」を表明した書類を確認することが考えられます。</p> <p>また、お示しの項目は、特定社会基盤事業者が「過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準(それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。)に反していないこと」を確認していることを求めているものであり、その確認に係る供給者からの表明に関して、特定社会基盤事業者と供給者等の間における</p>

	認方法でも十分か。また、当該表明はビジネスベースで十分と考えてよいか。それとも表明保証違反に基づく損害賠償請求権を発生させるような法的拘束力のある形での表明まで必要でよいか。	法的拘束力が発生していることを必ずしも求めるものではありません。
37	様式第四(二)5.の⑩-1、⑩-2について、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じた可能性のある場合、これを特定社会基盤事業者等に対して報告することを契約等により担保していることとあるが、特定社会基盤事業者としては、委託の相手方との間で報告を求める新たな覚書等の締結以上の強制力はなく、それ以上の対応は困難と考えるが、問題ないか。	「契約等により担保」とは、外国の法的環境や外部主体の指示(明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。)によって、特定社会基盤事業者等との契約に違反する行為が生じている可能性がある場合は、特定社会基盤事業者等に直ちに報告することを契約条項として明記することが考えられます。この点については、共通解説に記載しているとおりです。
38	様式第四(二)5.の⑪について「重要維持管理等を実施する場所において、監視カメラやドローン等の映像情報」とは、具体的にどのような映像情報を指すのか。特定重要設備もしくは構成設備の映像なのか、重要維持管理等の委託の相手方の執務状況の映像なのか、重要維持管理等を実施する場所の入退管理のための映像(主にセキュリティ・防犯目的の出入口、廊下等の映像)いずれを指すのか。	御質問の「映像情報」は、重要維持管理等を実施する場所において設置又は使用される監視カメラやドローン等の映像情報をいうものであり、設備の映像、執務状況の映像や入退管理の映像などを含みます。
39	様式第四(二)5.の⑪について「監視カメラやドローン等の映像情報を得ることを目的とした機器を設置し又は使用する場合、当該機器の供給者の本社等…の立地する場所の法的環境等により、当該機器の情報の取扱いの適切性が影響を受けないこと」とは、映像情報がクラウド等利用により第三者(特に海外)に移転する場合を想定しての措置となるか。 映像情報が特定重要設備の設置する場所と同一の場所で管理され、他の場所に映像情報が移転しないケースは対応不要と考えてよいのか。	様式第四(二)5.の⑪の措置は、映像情報を得ることを目的とした機器の供給者の本社等の立地する場所が日本国以外のため外国法令の適用を受ける場合などにおいて、外国法令に従い、映像情報を第三者に提供する等の行為を想定した措置です。 そのため、映像情報が特定重要設備の設置する場所と同一の場所で管理されているとの理由で対応が不要となるものではありません。
40	様式第四(一)5.の記載上の注意2.及び様式第五(一)の6.の記載上の注意2.において、ISMAPを取得したクラウドサービスについては、①-2、②-2、③-2、④-2、⑤-2、⑧-2、⑨-2、⑩-2の項目の記載を省略できるとされているが、ISMAPが日本政府としてそのクラウドサービスの安全性を全体として確認・認証する制度であることを踏まえると、⑭-2及び	ISMAPを取得したクラウドサービスについては、事業者負担の軽減の観点から、当該制度において確認している事項等に係る情報の届出を省略できることとしていますが、⑭-2及び⑮-2に関する記載については、特定社会基盤事業者において特定重要設備の供給者等の法令遵守状況等を確認する観点から、省略を認めることは適当ではないと考えます。

	⑮-2に関する記載も省略できることとすべき。	
41	<p>特定社会基盤事業者が府令で定める事項を届け出るにあたり、特定重要設備の供給者が必要な情報を特定社会基盤事業者に提出しない可能性がある。この場合の対応として、経済安全保障法制に関する有識者会議（第7回令和5年6月12日）では、「届出について必要な情報を収集するためには、法の第59条を用いて、主務大臣が供給者等に対して必要な情報を求めることもありと考えている」との考えが示されている。これに従い、特定社会基盤事業者が、届出に必要な情報を特定重要設備の供給者から得られない場合には、政府が当該供給者に直接、情報の提出を求めるべき。</p>	<p>お示しの通り、法第59条は、本制度の規定を施行するため必要があると認めるときは、特定重要設備の供給者を含む関係者に対し情報の提供等を求めることができることとしており、必要がある場合には、このような規定も活用し、情報の提供等を求めていくこととなると考えています。</p>
42	<p>各様式において、いくつかの情報については、供給者や委託先は、特定社会基盤事業者を通さず金融庁長官に直接に提出できることとされているため、特定社会基盤事業者はそれら情報を得られず、リスクとしては最大のリスクとして評価するほかなく、リスク管理措置についてもその最大のリスクに相応の措置を実施することとなり、不十分な措置が行われる可能性が高くなる。</p> <p>そのため、該当の供給者や委託先の情報について、直接に情報の提出を受けた金融庁長官から特定社会基盤事業者に対して、リスク管理措置の必要性を判断できる程度の情報等の開示を行うことを検討いただきたい。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
II 添付書類関係		
43	<p>構成設備（ハードウェア・ソフトウェア）の供給者（メーカー）の設立準拠法が外国の企業である場合は特に、役員の国籍等の機微情報や旅券写し等の提出が困難なケースが想定される。運用開始前の調査により、多数利用されていることが判明している供給者は政府にて一括して供給者から情報を収集するなど、多数の特定社会基盤事業者が導入や変更の都度、供給者に届出情報の提出を依頼する負担を緩和する措置を検討いただきたい。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>なお、現時点においては、どのような供給者について「多数利用されていることが判明している」かどうかは、届出を受け付けなければ明らかではなく、また、運用開始前の調査により供給者の情報を収集するような規定もないことから、お示しのような対応は困難です。</p>
44	<p>構成設備の供給者には、外資系の企業も多く含まれ、準拠法が国外であることにより、旅券の</p>	<p>御意見として承ります。</p>

	<p>写しなどのセンシティブ情報の提出を求めることが難しい場合もあると想定している。そのため、取引先から一定の理解を得るために、法律の主旨や必要性を外部に発信できるような文書（含む英文）の発行を検討いただきたい。</p>	
45	<p>構成設備の供給者には、外資系の企業も多く含まれ、準拠国が国外であることにより、旅券の写しなどのセンシティブ情報の提出を求めることが難しい場合もあると想定している。そのため、やむを得ない事情により提出できない場合の例外措置（旅券の写し以外で当該供給者が発行する文書等）も検討いただきたい。</p>	<p>届出ごとに判断を行うこととなりますが、一般的には、委託の相手方の一部等に関して届出がされない場合にあつては、当該届出がされないという事実も踏まえて審査を行うこととなります。</p> <p>なお、法第 59 条は、主務大臣が情報の提供等を求めることができることとしており、このような規定に基づき主務大臣が当該委託の相手方に直接情報の提供を求めることもあり得るものです。</p>
46	<p>府令第 9 条第 2 項において、企業、取締役等に関して公的な確認書類が求められているが、これらの公的な書類を高頻度で準備することは、特に海外企業や外国人の取締役がいる場合や、関与する会社が多い場合、当該企業や産業界にとって大きな負担になる。</p> <p>そのため、例えば、過去 3 年間、特定重要設備の供給者、構成設備の供給者、もしくは、重要維持管理の委託先（再委託先を含む）として実績があり、国内の関連法規などに反していない企業においては、その企業情報および取締役情報の確認書類に関して、会社案内などの公表資料や、企業が公印のもとで保証する文書など、必ずしも公的書類でなくても可としていただきたい。</p> <p>また、これらの書類で可とする場合、Q&A などに明記して周知いただきたい。</p>	<p>登記事項証明書等の添付書類は、届出事項の真正性を確認するために必要としているものであり、これを「企業が公印のもとで保証する書類」などによって代替することは適当ではないと考えます。</p> <p>なお、登記事項証明書については、登記情報連携システムの活用も含めて、実効性を確保しつつ負担が軽減できる手法を検討しています。</p>
47	<p>府令第 9 条第 2 項第 2 号イにおいて、株式会社の役員を「取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）」としているところ、代表権を有する取締役、と限定することはできないか。</p>	<p>例えば株式会社においては、取締役（指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）が、業務執行の決定等を行う取締役会を構成する者又は業務執行を行う者であり、これらの者全員に関する情報は、特定重要設備の供給者や重要維持管理等の委託の相手方等に対する我が国の外部からの影響の有無やその程度を評価するために必要となる事項であると考えます。</p> <p>また、取締役には社外取締役も含まれます。</p>
48	<p>府令第 9 条第 2 項第 2 号イにおいて、株式会社の役員を「取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）」としているところ、大企業では人数が多く、新任・退任もあるなかで、旅券の写し等を含む書類準備は現実的に困難。当</p>	

	<p>該設備に係る役員などに絞り込みできないか。社外取締役は少なくとも対象外とすべきと思われる。</p>	
49	<p>府令第9条第2項第2号イにおいて、指名委員会等設置会社の場合は、業務執行と監督は分離しているため、業務執行を担う執行役のみの提出でよいか。</p>	
50	<p>府令第9条第2項第2号に「当該役員が外国人である場合にあっては、旅券の写し、…在留カードの写し、…特別永住者証明書の写し」とあるが、日本国籍と外国籍の重国籍者について、「外国人」の定義に入るのか不明（国籍法の定めに係わらず、実際には重国籍者は存在し、日本国籍がある以上は在留カード無しで国内滞在可）。そもそも「外国人である場合」の記載を別建てにする必要はあるのか。</p>	<p>お示しの「国籍法の定めに係わらず、実際には重国籍者は存在し」の示すところが明らかではありませんが、国籍法の規定に反している者を前提とした制度設計は行いません。</p> <p>なお、国籍法の規定に反しない範囲で複数の国籍を有している者については、その有する全ての国籍について証する書類が必要となります。</p>
51	<p>複数の国籍（日本+外国、外国+外国など）を保有する場合は全て報告が必要であることを明記しないと、一部の国籍のみ報告され、本法令の目的を達することができないのではないかと。</p> <p>ただし、特に欧米の方や出生地主義国（例：米国）で出生した方など多国籍を持つ場合があり、保有する全ての国籍の旅券を発行していない場合には、発行済みの旅券の写しのみ提出で可としていただきたい。</p>	<p>複数の国籍を有する者については、有する全ての国籍について証する書類が必要となります。このことは原案の規定において既に十分に明らかです。</p> <p>なお、旅券の写しについては証する書類のうちの一例であり、旅券を有しない者であれば、旅券の写し以外の氏名、生年月日及び国籍等を証する書類の提出が必要となります。</p>
52	<p>府令第9条第2項、第13第2号から第4号に関し、特定重要設備の供給者等に関し公的な書類を導入等計画毎、所管省庁毎に準備することは極めて煩雑。</p> <p>特定重要設備の供給者等に関して、複数の事業者が共通的に採用している設備等の供給者等に関する情報は、政府において入手・一元管理していただきたい。</p> <p>もしくは、政府が指定する期間内に、供給者等として実績があり、国内の関連法規などに反していない企業については、公的な証明書に代えて、会社経歴書などの公表資料や企業が公印のもとで保証する文書など、企業自身が提供する書類でも可とするようお願いしたい。</p> <p>また、これらの書類で可となる場合、Q&A など</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>なお、現時点においては、どのような設備について「複数の事業者が共通的に採用している」かどうかは、届出を受け付けなければ明らかではなく、また、そのような規定もないことから、お示しのような対応は困難です。</p> <p>また、登記事項証明書等の添付書類は、届出事項の真正性を確認するために必要としているものであり、これを「企業自身が提供する書類」によって代替することは適当ではないと考えます。</p>

	に明記して広く周知していただきたい。	
53	府令第9条第2項第1号において「…登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）」とあるが、対象の者が外国法人である場合、登記事項証明書に準ずるものとして想定される書類は何か。	外国法人の府令第9条第2項第1号に関する書類については、国・地域等によって異なりうるため、判断に迷われる場合は相談窓口までご相談ください。
54	府令第9条第2項柱書に「有効期間又は有効期限のあるものにあつては…届出の日において有効なものに、その他のものにあつては、当該届出の日前3月以内に作成されたものに限る。」とあるが、役員数が多い法人にとって、海外駐在の役員（外国人含む）も想定される中、全て3月以内に作成された書類（国籍確認のための旅券など）を揃えることは困難ではないか。6月以内などに緩和いただきたい。	今後、3月以内の提出が不可能な事由が多数生じた場合には、検討する可能性があります。現時点においてはそのような具体的な事由がある旨の相談は受けていないことから、原案の通りとします。個別の事情にあつて3月以内に作成された書類の提出が不可能な事由がある場合には、相談窓口にて御相談いただければと思います。 なお、3月以内としているものは有効期間又は有効期限があるものではない書類に関してであり、お示しの例については、旅券は有効期限を有するところ、この写しは必ずしも3月以内に作成されたものとの限定は付していません。
55	導入等計画書と計画書の記載事項を証明する書類を都度提出することは、政府全体で推進しているデジタル化にも逆行する。とりわけ、特定重要設備の供給者の登記事項証明書の提出を求めている点については、主務大臣が登記情報システムを活用し、導入等計画書に記載されている特定重要設備の供給者等の登記情報を確認すれば、特定社会基盤事業者が提出する必要がなくなる。主務大臣が登記情報システムを活用することで、事業者の負担軽減を図るべき。 また、特定重要設備の供給者が外国法人であった場合、登記事項証明書に代えてどのような書類が必要になるかが不明。国ごとに具体的にQAで示すか、事業者からの個別の問い合わせに対して答えることで、事業者に明確に示すべき。加えて、諸外国にわが国の登記情報システムと同様のシステムが存在する場合、それらとの連携も中長期的には視野に入れるべき。	登記事項証明書については、登記情報連携システムの活用も含めて、実効性を確保しつつ負担が軽減できる手法を検討しています。 また外国法人の府令第9条第2項第1号に関する書類については、国・地域等によって異なりうるため、判断に迷われる場合は相談窓口までご相談ください。
56	府令第9条第2項第2号において「供給者等の役員…の旅券…の写し、戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し」とあるが、外国企業の外国籍の役員など、これらの書面の提出が困難な場合において、当該	役員が外国人である場合には、旅券の写しその他の氏名、生年月日及び国籍等を証する書類を提出することとしており、お示しの「当該国における本籍を証する書面」が「氏名、生年月日及び国

	<p>国における本籍を証する書面の提出等、個別に代替措置等の相談をさせていただきたい。</p>	<p>籍等を証する書類」であれば認められることとなります。</p> <p>個別の事案について、判断に悩む場合等は、相談窓口にご相談ください。</p>
57	<p>導入等計画書の記載事項に関して、府令の以下の各規定の内容については、その記載事項を証する書類までは提出を求められないとの理解でよいか。</p> <p>第11条第2号、第4号、第5号 第13条第3号、第5号、第6号 第14条第2号、第4号 第15条第2号、第4号、第6号</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
58	<p>導入等計画書の「特定妨害行為を防止するための措置」のチェックリスト事項では、例えば様式第四（一）5. であれば、「（1）特定重要設備及び構成設備の供給者における・・・確認できることを契約等により担保している。」とあるところ、契約等の「等」は具体的に何を示すのか。契約で表明保証条項を規定していない場合であっても、特定重要設備及び構成設備の供給者に対する質問票等を通じて確認できる場合についても、含まれると考えてよいか。</p>	<p>「特定重要設備及び構成設備の供給者に対する質問票等を通じて確認できる場合」の示すところが明らかではありませんが、共通解説においては、確認書類について、契約書以外の書類であっても、リスク管理措置を講じていることを適切に証することができる書類によることが可能である旨を記載しております。</p>
59	<p>リスク管理措置の確認書類について、共通解説に規格が例示されているものがある（ISO/IEC15408、ISO9001）。</p> <p>特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかを審査するためのリスク管理措置としては、類似的な規格や企業の自主的な取組等においても示すことが可能と考えるため、これらについても解説において、確認書類例として追記いただきたい。</p>	<p>共通解説において、リスク管理措置を講じていることを証する書類について、共通解説に例示するもの以外であっても、適切な認証の取得や必要な事項に係る外部監査の結果等、リスク管理措置を講じていることを適切に証することができる書類によることが可能である旨は記載しております。</p>
60	<p>様式第四（一）及び第四（二）の5. 並びに様式第五（一）及び第五（二）の6. の記載上の注意1. において「・・・当該措置を講じていることを証する書類を添付すること。」とあるが、「当該措置を講じていることを証する書類」は、社内規程類において措置を講じることと定められている証跡を添付すればよいか。もしくは、社内規程類に定められている内容が実施されていることを示す作業証跡のようなものを添付する必要があ</p>	<p>通常、社内規程等において「措置を講じることと定められている」のであれば、それが順守されているものと考えられることから、措置を講じていることを定めている書類を「証する書類」として提出することが可能です。</p>

	るか。	
	Ⅲ 届出の例外関係	
61	府令第 17 条の「該当することを証する書類」について、具体的内容を制度の解説等において例示いただくことを希望する。特に、再委託契約書等が想定されているのかを明確にさせていただきたい。	第 17 条において添付することを求めている「該当することを証する書類」は、第 17 条各号に掲げる場合に該当することを証する書類であり、そのことが例えば契約書をもって証明できるのであれば、契約書によることも可能です。
62	府令第 17 条の適用条件を満たす場合において、重要維持管理等の再委託先（二次委託先以降）に係る情報については、「再委託の相手方等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）」のみを記載するという理解でよいか。	ご認識のとおりです。
63	府令第 17 条第 2 号イの「再委託された重要維持管理等を行う区域」とは、具体的には特定重要設備が稼働するシステム環境・設置場所を指し、特定重要設備の構成設備等を開発・保守する環境および開発・保守業務を行う場所は含まれないという理解でよいか。 再委託の相手方が特定社会基盤事業者の指定する開発拠点（自社の開発センター等）で特定重要設備・構成設備の開発・保守業務を行う行為が上記に該当するのかわ確認させていただきたい。	府令第 17 条第 2 号イの「再委託された重要維持管理等を行う区域」とは、特定重要設備にアクセスして重要維持管理等を行う区域を指します。特定重要設備が稼働するシステム環境・設置場所に限られません。そのため、同号の再委託を受けた者がご質問の場所で開発・保守業務を行う場合であっても当該業務が重要維持管理等に該当するときは、当該場所は「再委託された重要維持管理等を行う区域」に該当し得ます。
64	府令第 17 条第 2 号ロの「特定重要設備に対する不正な操作又は不正な行為」とは、具体的には特定重要設備が稼働するシステム環境・設置場所における操作・行為を指し、いわゆるシステムが稼働するデータセンター等における本番アクセスによる不正行為との理解でよいか。 再委託の相手方が特定社会基盤事業者の指定する開発拠点（自社の開発センター等）で特定重要設備・構成設備の開発・保守業務を行う行為が上記に該当するのかわ確認させていただきたい。	府令第 17 条第 2 号ロの「特定重要設備に対する不正な操作又は不正な行為」とは、特定重要設備にアクセスして行う不正な操作又は不正な行為を指します。特定重要設備が稼働するシステム環境・設置場所における操作・行為に限られません。そのため、同号の再委託を受けた者がご質問の場所で開発・保守業務を行うなかでの不正な操作又は行為であっても当該業務が重要維持管理等に該当するときは、当該行為は「特定重要設備に対する不正な操作又は不正な行為」に該当し得ます。
65	特定重要設備を構成する汎用製品（OS、仮想化ソフト、セキュリティ対策ソフト、サーバー、ネットワーク機器等）の製造者が供給者となる場合、当該製品の製造者は多くの特定社会基盤事業者に通ずる供給者となることが想定されることから、当該供給者について官庁等が事前審査	御意見として承ります。 なお、現時点においては、どのような設備について「多くの特定社会基盤事業者に通ずる供給者となる」かどうかは、届出を受け付けなければ明らかではなく、また、そのような規定もないことから、お示しのような対応は困難です。

	し、当該供給者の導入等計画書への記載を簡略化する等の扱いを検討いただきたい。	
66	構成設備の供給者や重要維持管理等の委託の相手方（再委託先等含む）が、主務大臣に必要情報の事前登録をし、主務大臣等から承認を得ていれば、特定社会基盤事業者による個別の導入等計画書の届出（添付書類の提出を含む）について、届け出る内容を省略することができる仕組みを検討いただきたい。	御意見として承ります。 なお、法律にはそのような規定がないことから、現時点においてはお示しのような対応は困難です。
IV 変更の届出・報告関係		
67	基本指針では、プログラムの日常的なバグ修正等のアップデートについては、届出を要しないことを明記しているが、クラウドサービスの改善措置は、一般的に変更届出や報告の対象とならないことを明記すべき。 クラウドサービスは技術の発展のスピードが速く、アップデートもグローバル且つ同時になされるため、特定社会基盤事業者が利用するクラウドサービスに機能のアップデートやセキュリティ機能の追加がある場合もプログラムの変更として届出義務の対象にすると、実務上支障が出るおそれがある。	御意見として承ります。 なお、重要な変更の届出や変更の報告が必要となる場合は府令に定めるとおりであり、これらの規定に従って届出又は報告が行われることが必要です。
68	府令第 23 条に関して、重要維持管理等に関する導入等計画書を届け出た後、契約期間の最中に再委託先が追加になった場合、「重要な変更の届出」に該当するか。 また追加される再委託先について、府令第 17 条の再委託先の情報が省略可能な要件に該当する場合は、再委託先の名称および代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等のみを届け出ることになるか。	重要維持管理等を行わせる期間中に再委託の相手方を追加する場合は、府令第 23 条第 7 号に該当し、重要な変更の届出が必要となります。 この変更の届出を行う場合に、府令第 17 条に掲げる場合に該当するときの取扱いについては、今後検討することとします。
69	府令第 23 条に定める重要な変更が生じる場合の事前の届出義務について、構成設備の供給者や重要維持管理等の委託の相手方（再委託先他含む）（以下「構成設備の供給者等」という。）に係る内容（具体的には、構成設備の名称、供給者の名称及び国をまたぐ住所変更、並びに重要維持管理等の委託先の名称及び国をまたぐ住所変更など）は、事前に変更を把握することが困難な場合があり、特に海外の事業者の場合は、変更内容の	法は、特定社会基盤事業者に対し特定重要設備の導入を行う場合等にあらかじめ届出を行うこと等を義務付けているものです。そのため、重要な変更として定められた事項については、特定社会基盤事業者がその変更を把握し、適切に届け出ることが必要です。 なお、法が規定する「緊急やむを得ない場合として主務省令で定める場合」において事後届出を認めている規定は、自然災害等により特定重要設

	<p>事前共有を契約によって担保することも実際上難しいと考える。</p> <p>また、法第54条第1項ただし書に、「緊急やむを得ない場合として主務省令で定める場合には、この限りでない」との定めがあるものの、府令第10条では「特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合」に限定されており、構成設備の供給者等に係る内容の変更を事後的に把握した場合などは想定されていない。</p> <p>このため、構成設備の供給者等に係る内容の変更など事前把握が困難な項目については、把握後速やかに報告することを許容するなど配慮いただきたい。</p>	<p>備が損壊し特定社会基盤役務の提供に支障が生じている場合等において事前届出を行うことなく特定重要設備の導入等を認めるための規定であり、お示しのような届出を行っていなかった場合に活用するための規定ではありません。</p>
70	<p>府令第23条第1項第1号に「法第52条第2項第1号に掲げる事項に係る変更（＝特定重要設備の概要[種類、名称、機能、設置する場所、使用する場所（※）]に係る変更）」が重要な変更として挙げられているが、どのような特定重要設備の機能の変更が、重要な変更該当するのか不明確なため、具体例を示すなどの方法で具体化・明確化されたい。</p> <p>※様式第四（一）1.等において、特定重要設備の概要として、種類、名称、機能、設置する場所、使用する場所を記載する欄が設けられている。</p> <p>また、重要な変更、軽微な変更の双方に該当しない変更は、事後報告が必要となると認識しているため、軽微な変更該当する内容に関しても、今後より一層具体化いただきたい。</p>	<p>導入等計画書に記載された「特定重要設備の機能」が変更される場合は「重要な変更」に該当します。「特定重要設備の機能」とは「特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用」（様式第四（一）、第四（二）「1. 特定重要設備の概要」（記載上の注意）3. 参照）ですので、新たな作用の追加、作用の一部の除去、異なる作用への転換等により記載事項に変更が生じる「機能の変更」を行う場合は「重要な変更」に該当します。</p> <p>なお、導入等計画書に記載すべき「特定重要設備の機能」の金融分野における考え方及び具体例については、金融庁QAやNo.12の金融庁の考え方をご参照ください。</p> <p>また「軽微な変更」は府令第24条で詳細を定めていますが、一層の具体化についてはご意見として承ります。</p>
71	<p>構成設備の供給者や重要維持管理等の委託の相手方（再委託先も含む）に係る内容のうち、役員に係る項目は情報の収集負荷が相応に高いため、影響が大きいと考えられる役員の国籍に係る変更が生じる場合を除いて、府令24条に定める軽微な変更と整理するなどを検討いただきたい。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>なお、本制度は役員の国籍のみをもって審査するものではなく、個々の役員に関する情報も含めて審査するものです。役員に関する情報は、特定重要設備の供給者や重要維持管理等の委託の相手方等に対する我が国の外部からの影響の有無やその程度を評価するために必要となる事項であることから、お示しのような整理は困難です。</p>
72	<p>構成設備の供給者の役員や出資者等の変更の</p>	<p>お示しの「導入時に開発を委託したがその後</p>

	<p>情報を継続的に取得するのは困難である。例えば、導入時に開発を委託したがその後離任した、導入時に購買に関与したがその後は接点がない等、導入後の利用期間に入った後は取引を行わないケースがあるため、以下対応とすることを検討いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成設備の供給者の情報変更は、変更の届出ケースとしない。 ・構成設備の種類・名称・機能の変更は届出ケースとし、その際の構成設備の供給者を届出対象とする。 	<p>離任した」等の示すところが明らかではありませんが、特定重要設備の導入を完了した後に役員や議決権保有者の変更を行う場合、かかる変更に関する情報を届け出る必要はありません。</p> <p>また、「構成設備の種類・名称・機能の変更は届出ケースとし、その際の構成設備の供給者を届出対象とする。」等の示すところが明らかではありませんが、特定重要設備の導入後に構成設備の種類、名称又は機能の変更を行った場合には、様式第十に従い当該変更事項及びその供給者の「名称」「住所」「設立準拠法」等の報告が必要となります。</p>
73	<p>府令第23条第1項第5号の「法第52条第2項第3号イに掲げる事項に係る変更」については、既存の重要維持委託管理先との自動更新契約も、変更の届出が必要であると理解してよいか。</p> <p>自動更新では、全く同じ契約を期間のみ変更し実施する場合は殆どであり、本変更により特定妨害行為を受けるリスクが変動するとは考えにくい。届出負担を鑑み、期間以外の変更がない自動更新については、届出の省略を検討いただきたい。</p>	<p>法第52条第2項第3号イに掲げる事項の変更のうち、重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものは、重要な変更には該当せず、変更を行った旨の報告の対象となります。</p> <p>また、同一の内容で同等の期間の契約の更新を行う旨を定めるようないわゆる自動更新に関する規定に基づき契約を更新する場合であっても、基本指針に示しているように、重要維持管理等を行わせる場合には、重要維持管理等を行わせる前に導入等計画書の届出が必要となります。</p>
74	<p>府令第23条第1項第8号に記載の「変更」は「リスク管理措置が継続できなくなった場合」を指しており、リスク管理措置を行う具体的な方法に変更があった場合は該当しないという理解でよいか。</p>	<p>お示しの「リスク管理措置を行う具体的な方法に変更があった場合」の内容が明らかではありませんが、当該「変更」とは、届け出た特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置の変更を指すものであり、「リスク管理措置が継続できなくなった場合」のみを指すものではありません。例えば、特定妨害行為を防止するための措置を追加で実施する場合や、備考の欄に記載した各項目と同等の特定妨害行為を防止するための措置の内容を変更する場合も「変更」に該当するものです。</p>
75	<p>府令第23条第1項8号について、措置の追加や措置内容の変更（提出した確認書類や備考欄の記載内容の変更）も例外なく「重要な変更」に該当し届出が必要ということか。措置の追加または変更の内容によっては、リスクが減少あるいは不変であるものもあろうかと思うが、一律で「重要な変更」として取り扱うことについて、審査目的</p>	<p>特定妨害行為を防止するための措置を追加で実施する場合や、備考の欄に記載した各項目と同等の特定妨害行為を防止するための措置の内容を変更する場合も「重要な変更」に該当するものです。これは、基本指針において示しているように、リスク管理措置の実施状況は審査に当たっての考慮要素となっているためです。</p>

	に照らして趣旨をご教示いただきたい。	なお、届け出られた変更が、実際にリスクを減少させる変更であるかも確認することとなります。
76	重要維持管理等の委託に関する導入等計画書の変更において、導入等計画書中のチェックリストに添付する書類の内容変更（例 工数の変更に係る契約書の変更）の場合など実質的な変更でないものは、再提出の対象外としていただきたい。	特定妨害行為を防止するための措置の変更については、お示しの「チェックリストに添付する書類の内容変更の場合など実質的な変更でないもの」の示すところが明らかではありませんが、当該書類の内容の変更が、特定妨害行為を防止するための措置を何ら変更するものではない場合には、当該書類について改めて提出を行う必要はありません。
77	届け出た導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行った後に、府令第 25 条第 2 項に定められた変更を行った場合には、様式第十による報告が必要であると認識している。 このことから、届け出た導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行った後には、府令第 25 条第 2 項に定められた事項以外の、例えば特定重要設備の供給者に関する事項などについて変更があった場合でも、届出済みの様式第四（一）について、変更に関する届出や報告等は必要ないという認識でよいか。	基本的にはご認識のとおりですが、変更が、新たな特定重要設備の導入であると認められる場合は、法第 52 条第 1 項に基づき、導入等計画書の届出が必要となります。
78	遡及適用に関する考え方として、基本方針に「導入等計画書の届出義務が生じた時点で既に完了している特定重要設備の導入や、既に開始している重要維持管理等の委託については、当該特定重要設備の導入の時点や重要維持管理等の委託を開始した時点で予見できなかった規制が事後的に課されることとなることから、事後的に届出義務を課すことは行わない。」とあり、「導入等計画書の届出義務が生じた時点で既に完了している特定重要設備の導入や、既に開始している重要維持管理等の委託」については、導入等計画書の届出義務が生じる時点では、法第 52 条第 1 項に基づく様式第四（一）、第四（二）の提出は不要であると認識している。 その前提において、上記に該当する特定重要設備及び重要維持管理等の委託について、届出義務が生じた時点以降に「府令第 24 条に定める軽微な変更」以外の変更を行う場合であっても、法第	導入等計画書の届出義務が生じた時点で既に完了している特定重要設備の導入や、既に開始している重要維持管理等の委託については、府令第 23 条に規定する「重要な変更」等が生じたとしても、届出を行う必要はありません。 ただし、行おうとする変更が、新たな特定重要設備の導入であると認められる場合や、導入済の特定重要設備について新たに重要維持管理等の委託を行う場合は、法第 52 条第 1 項に基づき、導入等計画書の届出が必要となります。

	<p>54 条の規定に基づく届出は不要との理解でよいか。</p> <p>仮に「法第 54 条の規定に基づく届出が必要」との回答である場合、同条に基づく届出を行う際は、様式第七、様式第八、様式第九、様式第十を提出すればよく、様式第四の提出は不要との認識でよいか。</p>	
79	<p>基本指針のパブコメ結果 No. 148 において、「その変更が新たな導入に当たる場合」には法第 52 条第 1 項に基づく事前届出が必要とされているが、この新たな導入に当たる変更とは具体的にどのようなものを指すのか、今後ガイドライン等で示していただきたい。</p>	<p>特定重要設備の機能に関係する変更を加える場合は新たな導入に該当します。「特定重要設備の機能」とは「特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用」（様式第四（一）、第四（二）「1. 特定重要設備の概要」（記載上の注意）3. 参照）であり、どのような変更が機能に関係する変更にあたるかは、特定社会基盤事業者によってシステム構成や設備が区々であることから、当該事業者が行う特定社会基盤事業の実態に即し判断することとなりますが、金融分野における考え方については、金融庁 Q A を公表する予定としておりますので、ご参照ください。</p>
80	<p>府令第 24 条第 1 項第 4 号（3）は「当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五十」となっているが、「当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合」の誤りではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり修正します。</p>
81	<p>府令第 25 条第 1 項に関し、様式第九（一）、第九（二）の変更の報告書について、届出対象となる事象が発生した後、どの程度の期間（例えば半期、四半期等）での届出を想定されているか。</p>	<p>当該規定に係る報告については、法第 54 条第 4 項において「遅滞なく」報告しなければならないこととされており、変更があった場合には遅滞なく届出を行う必要があります。</p>
82	<p>様式第八（二）のリード文に、「…同法第 3 条に基づき、次のとおり届け出ます。」とあるが、「…同条第 3 項に基づき、次のとおり届け出ます。」の誤りではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり修正します。</p>
83	<p>様式第十の題名は「特定重要設備（緊急導入等届出書）の導入を行った後の構成設備の変更の報告書」となっているが、「特定重要設備の導入を行った後の構成設備の変更の報告書」の誤りではないか。様式第十は、特定重要設備の導入後の構成</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「特定重要設備の導入を行った後の構成設備の変更の報告書」に修正しています。</p>

	設備の変更の報告（法第 54 条第 4 項の「又は」以下の場合）に使用されるものであるが、当初の導入が緊急導入等届出書によって行われた場合（同条第 5 項）だけでなく、導入計画書によって行われた場合（同条第 4 項）にも使用される。	
84	様式第九（一）の題名は「導入等計画書の変更の報告書（特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合）」、様式第十の題名は「特定重要設備（緊急導入等届出書）の導入を行った後の構成設備の変更の報告書」となっているが、これらはいずれも法第 54 条第 4 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）に基づく報告に使用されるものであり、平仄を合わせるとともに、使い分けを明示する観点から、様式第九（一）の題名は「導入等計画書の変更の報告書（特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更を導入前に行った場合）」、様式第十の題名は「導入等計画書の変更の報告書（特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更を導入後に行った場合）」に変更すべきではないか	御意見として承ります。 なお、様式第十の題名は、上記ご指摘を踏まえ、「特定重要設備の導入を行った後の構成設備の変更の報告書」としています。
V その他		
85	緊急導入計画書は事後提出の想定だが、提出期限について明確化いただきたい。	緊急導入等届出書は、遅滞なく届け出ることが、法第 52 条第 11 項において既に明確化されています。
86	経済安全保障推進法の施行を含む、日本政府による経済安全保障政策強化のための取組みを支持する。とりわけ、日米両国によるパートナーシップが、インド太平洋地域における安定と安全及び平和を維持するための要石であると信じており、それ故に、日本政府による経済安全保障政策の推進が、両国の関係を更に深めるために重要である。地域における価値観を共有する国々から日本が信頼されるリーダーとなるために必要な、相互接続性を実現するための最も安全でレジリエントな技術を用いることができるよう、最新の技術を用いて日本政府を支援する。	賛同の御意見として承ります。
87	制度の実効性を高めるためには、特に供給者等のうち外国の企業の理解が重要であると考えするため、当該企業を対象とした説明の場や公的文書等により、周知徹底をお願いしたい。	御意見も踏まえ、必要な周知・広報を適切に行います。 また、書類の提出については、電子データによる提出も可能とするよう検討しています。

	<p>必要書類の提出にあたっては、書面での提出に限らず、電子データによる提出も可能とするなど、デジタル化による効率化にもご配慮いただきたい。</p>	
88	<p>基幹インフラの安定的な提供の確保は、国民生活や経済活動を維持する上で必須であり、そのためには、事業者が供給義務を果たすための取組みを進めることに加え、政府が基幹インフラの安定的な提供を妨害する行為を予防することが重要となる。このために政府は、妨害者を取り締まることに加え、特定妨害行為の手段として使用されるおそれの大きい機器を水際で管理する、リスト形式等で事業者を示すなどの措置を講じるべきである。</p> <p>これらの措置が困難な中、現時点においては、民間事業者から得る情報に依拠して機器の脆弱性を審査することはやむを得ないため、本制度を運用するにあたっては、事業者の経済活動の自由とのバランスを確保すべきであり、規制対象は安全保障上、真に必要な範囲に限定するとともに、基本指針の「特定社会基盤事業者の負担の軽減が図られるよう不断に制度の見直しを行う」との記載に従い、より事業者の負担を軽減する方策を常に検討すべきである。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>基本指針において示しているとおり、本制度については特定社会基盤事業者等の負担の軽減が図られるよう不断に見直しを行うこととしています。</p>
89	<p>特定重要設備やその構成設備の供給者が本制度に必要な措置を取れなかった場合、特定重要設備やその構成設備に関する受注が減少する結果となりかねないため、供給者等への周知を行うべき。特に、構成設備の供給者には中小企業も多く含まれるだろうことから、中小企業への周知を十分行い、政府内の関連部門が制度の趣旨を十分理解するよう取り組むべき。</p>	<p>御意見も踏まえ、中小企業者への周知等も含め、必要な周知・広報を適切に行います。</p> <p>また、政府内の関連部門が制度の趣旨を十分に理解することは当然のことと考えます。</p>
90	<p>導入等計画書の提出のために供給者等が特定社会基盤事業者に対して役員等の個人データを提供すること及び特定社会基盤事業者が事業所管大臣に対して当該個人データを提供することについては、個人情報保護法第 27 条 1 項 1 号に規定する「法令に基づく場合」に該当し、本人同意が不要になるという理解でよいか。</p>	<p>個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の解釈に係る質問であり、本パブリックコメントの対象外です。</p> <p>なお、同法の解釈に係る事項については、必要に応じ、個人情報保護委員会と協議の上、技術的な解説を行う可能性があります。</p>

	<p>仮に「法令に基づく場合」に該当しない場合であっても、少なくとも再委託の相手方等については、例外的な要件（府令第17条）を満たさない限り、原則として最終委託先並びにその一定の議決権保有者及び役員の個人情報を提出しなければならないが、個人情報保護法との関係では、同法第27条第5項1号（委託による「第三者」の例外）が適用されるという理解でよいか。</p>	
91	<p>個人情報の取扱いと経済安全保障推進法との関係については、個人情報保護法を所管する個人情報保護委員会と緊密な連携を取る必要があるため、連携しながら制度の詳細を決定していくべきではないか。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
92	<p>導入等計画書の添付書類として、供給者等の役員の旅券の写し等が挙げられている（府令第9条第2項第2号柱書）。また、導入計画書等には、供給者等が外国法人等の場合も、一定の議決権保有者や役員の個人情報を記載する必要がある。</p> <p>外国法人の役員の個人情報に関しては、現地の個人情報保護に関する法令に基づき、個人情報の越境移転については、当該外国法人が標準契約条項等の内容を含む契約を締結し同契約に基づく義務を最終開示先まで負わせることを担保しなければならないなど、日本の個人情報保護法以上に厳しい規制が課される場合がある。本制度においては、事業所管大臣（国）が最終開示先となるため、事業所管大臣においてそのような義務を負えないとすれば、情報の提供元である外国法人において、個人情報保護法制の違反及び当局による法施行のリスクはもちろん、契約違反のリスクを負うこととなる。</p> <p>そこで、供給者等が外国に所在する法人であって、当該外国において適用される法令（特に個人情報保護に関連するもの）の適用により、当該供給者等の役員に関する個人情報及び添付書類の提供が困難である場合の例外規定を設けるべきではないか。例えば、府令第9条第2項の添付書類の提出が困難である場合には提出不要とすべきではないか。</p>	<p>「外国において適用される法令（特に個人情報保護に関連するもの）の適用により、当該供給者等の役員に関する個人情報及び添付書類の提供が困難である場合」の具体的に示すところが明らかではありませんが、供給者等が所在する国の法令に基づき情報を提出することができない場合などがあれば、個々の事情も踏まえて、個別に判断することとなります。</p>

<p>93</p>	<p>供給者等の一定の議決権保有者及び役員における国籍等の情報（及び役員については当該情報に係る府令第9条第2項第2号に掲げる書類）については、供給者等が直接事業所管大臣に提出することができるものと定められている（様式第四（一）及び第四（二））。</p> <p>しかし、以下のとおり、上記の直接提出する方法については、供給者等が組織（法人）として行うのみならず、役員等の個人が行うことも許容する旨の運用とすべきである。</p> <p>①このような運用としたとしても、管理番号を付与する等の識別可能な方法を用いれば支障はなく、また、特定社会基盤事業者等に提供することが困難である情報が含まれ得るという供給者等からの直接提出を認める趣旨（基本指針20頁）にも合致する。</p> <p>②供給者等が組織（法人）として役員等に関する個人データを事業所管大臣に提供することは、個人データの第三者提供となるためこれを正当化する必要がある、さらに、供給者等が海外に所在する場合は、組織（法人）としてその役員等の個人情報を事業所管大臣に提供することは越境移転となり、現地の個人情報保護法制等による問題が生じることとなる。一方、役員等が個人の意思で自らの個人情報を直接事業所管大臣に提出するのであれば、組織が保有する個人情報の提供または移転ではなく、事業所管大臣による本人からの直接取得となり、少なくとも、越境移転規制は及ばないと考えられる。</p> <p>このように、役員個人が直接提出することも許容する旨の運用は、外国に所在する法人の役員の個人情報及び添付書類の提供が困難である場合の対応策としても実務上の必要性が高い。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
<p>94</p>	<p>基本指針のパブコメ結果（令和5年4月28日公表）への回答（No. 8）に以下の記載がある。</p> <p>「法第5条において規定しているとおり、規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならないこととしており、制度運用等に当たっては経済活動に与える影</p>	<p>意見公募手続の対象である府令において定めることとしている構成設備や重要維持管理等の範囲については、意見の聴取等を行い、真に必要な範囲に限定しています。</p> <p>また、導入等計画書の記載事項についても、知見を有する者の意見を聴取するなど十分な検討</p>

	<p>響を考慮することとしています。また、基本指針においても『国家及び国民の安全と自由な経済活動のバランスに留意し、規制対象を真に必要なものに限定する(略)』と重ねて記載しており、これらを踏まえた制度整備及び運用を行うこととなります。」</p> <p>導入等計画書の記載対象となる「特定重要設備」や「構成設備」、「重要維持管理」およびその供給者や委託の相手先の情報について、非常に広範かつ詳細な情報が求められており、申告者やその取引先に過大な負荷を強いるものとなっている。基本指針では、「事業所管大臣は、導入等を行うとする特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかを審査するに当たりリスク管理措置の実施状況を確認するときは、事業ごとの実態を十分に踏まえることとするとともに、特定社会基盤事業者等の主体的な取組についても適切に評価することとする。」との記載もあることから、汎用製品・上場企業については申告内容を限定する、政府側がデータベースで管理するなどの負荷軽減策を希望する。</p>	<p>を行っているものであり、合理的に必要な範囲のものとしています。</p> <p>なお、お示しの基本指針における記載は、審査に当たっての考慮要素として示している「特定社会基盤事業者が導入等を行うとする特定重要設備について、特定社会基盤役務の安定的な提供が妨害されるおそれに関する評価を自ら行い、その結果に応じて、リスク管理措置を講じているかどうか」を考慮するに当たり、事業所管大臣が事業者が講じているリスク管理措置の実施状況を確認するに際しての評価に関する事項を示したものであり、お示しの「汎用製品・上場企業については申告内容を限定する」や「データベースで管理」等とは無関係の記載です。</p>
95	<p>事務についての誤り(利益目的の不適切な手続等)があると良くないので、届出書等については、法人番号の記載を行わせるべき。(法人番号以外の、一意に事業者を特定出来るような識別番号等がある場合は無くても可としてよいと考えるが。)</p> <p>法人について、間違いなく一意に特定出来る形での手続とされたい。(金融関係事業者は数多くあるので、その法人番号の記載がある方が望ましいと考える。)</p>	<p>参考意見として承りました。</p>